

2011年12月 9日  
全国農団労発'11 第23号

全国農業協同組合中央会

萬 歳 章 会 長 殿

全国農団労  
中央執行委員長 大 谷 昇

## 当面する諸課題に関する申し入れ

日頃から貴会が農協の事業・組織の発展、農業振興にご尽力されていることに心より敬意を表するものです。

3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、東北・関東の農業生産に甚大な被害を生じさせました。原発事故は未だ収束せず、牛肉などでは各地で放射能被害が報告され、最近も乳児用の粉ミルクから放射性セシウムが検出されるなど被害は拡大し続けています。

また、TPP参加問題に関しては、農業・食料、或いは協同組合の共済・信用事業だけでなく、医療保険・医薬品など国民生活に直結する様々な課題に関する情報開示は不十分であり、今後も情報開示と国民的議論を要求しつつ反対の世論を高めて行く必要があると、私たちも考えています。

更に加えて欧州の金融危機など、グローバル化の進展の下で日本の農業と地域社会も大きな岐路に立っていることは間違いありません。

これらの情勢を踏まえ、農協を農業と社会・地域になくてはならない協同組合、公共財(地域社会のインフラ)とするため、当面する諸課題に関して下記のとおり申し入れます。率直な意見交換と、それを踏まえた貴会の指導を要請する次第です。

### 記

#### I. 2012 春闘をはじめとする、諸課題の解決に向けた労使協議ルールの確立について

前述の通り、私たちは農協経営が厳しさを増すにつれて、従来の事業方式を抜本的に見直す必要があると考え、農協革新・事業改革・農業再建に関する提言、或いは要求を行っています。しかし、労働組合の提言や要求に耳を傾けず、或いは聞き置くだけという農協経営者も少なくありません。また、事業収益の減少に対して事業管理費、なかんずく人件費の削減によって収支を均衡させるという安易な経営管理手法も変わっていません。

厳しい時代だからこそ、農業協同組合が社会的経済に果たす役割は大きく、職員はそのバリュードライバーとなることが求められています。安易な人件費抑制策は職員のモチベーションを引き下げ、農協の組織・事業にとって負の側面をもたらすことになりかねません。私たちは、農協が地域になくてはならない存在としてその機能を発揮し、また社会的に認知されるために非正規も含めた職員の待遇の改善が不可欠だと考えています。その観点で2012春闘をはじめとする労使交渉に関して、貴全中として以下の観点で指導頂くよう要請します。

- 1、賃金をはじめとして、職員の処遇(退給・人事異動・配属等々)に関わる全ての事項、或いは人事制度の運用や見直しに関して、労使が協議し合意の上で実施するというルールを確立するよう指導すること。
- 2、事業取扱高・総利益の減少を事業管理費(人件費)の削減で補うのではなく、事業の抜本的な見直しに向けた労使協議の機会や場を全ての農協で設置するよう指導すること。
- 3、「新たな協同の創造」、「地域のインフラとしての農協」を実現する担い手として職員を位置づけ、社会・地域に貢献する人材を育成するという観点に立ち、待遇等に関しても納得のいく労使協議を行うよう指導すること。
- 4、合併をはじめとして農協の事業・組織の改編に関する事項について、労働組合に情報を開示すると共に、労

使で当該地域に於ける農協のグランドデザインを描く場を設置するよう指導すること。

## Ⅱ. 共済事業改革について

農協共済は、営利を目的としない相互扶助事業として、助け合いの精神で農家組合員・加入者に保障と安心を提供して来ましたが、しかし、現在の共済事業はその理念と大きく乖離し、場合によれば不必要な過剰保障も含む新規契約を追いかける状況となっています。この最大の要因は、付加収入或いは県内奨励が保障額に応じたものになっていることに加え、新規契約に偏重していることにあります。

新規契約を追求することに経営リソースやマンパワーをつぎ込むことで、既契約の保全が不十分なものとなり長期共済の保有高と事業総利益が減少しています。そして、それを補うために新規契約を追い続けるという悪循環に陥っているのが現在の農協現場の実態です。

ニーズの高まっている生存保障(第三分野)に対応するため、推進ポイント制が導入されましたが、付加・奨励ともに保障額がベースとなっているため、死亡保障型の生命共済を推進せざるを得ず、農家組合員や顧客のニーズに応えられない実態もあります。

更に、保障額重視の推進体制は職員に大きなストレスをもたらし中途退職やメンタルヘルス不全、或いは自殺まで招く要因ともなっています。このような状況を抜本的に解消するためには、現行の保障額をベースにした付加共済掛金基準や奨励金の支払い基準と、保有にかかわる農協と全共連の付加収入配分の見直しが必要であり、また保全に対する県内奨励の導入も求められています。

農協共済が、助け合い・相互扶助の理念を再び前面に掲げ社会的に認知されることが、TPPでアメリカが画策する「共済と米国保険会社の競争条件のイコールフットイング」に抗する道であることは間違いありません。その観点で以下の申し入れを行います。

- 1、農協に於ける維持コストの増加という事実を直視し、維持費に関する農協と全共連の配分を見直し、農協7：全共連3とするよう全共連に働きかけること。
- 2、新契約費及び県内奨励金等をフラット化して保有に関する維持費を手厚くすること。
- 3、保障ニーズの変化に合わせて、自信を持って第三分野の共済商品を勧められるよう、保障額ベースではなく、共済掛金収入に着目した付加(或いは農協への還元)の仕組みに改めるよう、全共連に働きかけること。
- 4、共済種類ごとの縦割りを廃し、生命・自動車・傷害の情報管理システムをリンクさせるなど、加入者の利便性を確保するよう指導すること。
- 5、東日本大震災からの復旧・復興や、地域のインフラとしての農協(事業)作りに向けて、全共連の純資産を「オールJA」で活用する道を拓く検討を開始すること。

## Ⅲ. 特例年金の一時金払い制に関する実効性確保と早期の制度完了に向けた課題について

私たち全国農団労は、10数年に亘って旧農林年金の厚生年金統合、さらには一時金払い制度導入に対して、貴会をはじめとして各農協経営者や県中央会に対して働きかけてきました。

特に、清算業務である特例年金の制度完了に向けた条件整備では、一時金払いを増加させ年金での受給者を減少させることが不可欠です。しかし、2011年度の一時金払い選択率は前年に較べて向上したものの、累計では38.2%に止まっています。

標準報酬額の2.04%という特例業務負担金は農協経営に大きな負荷を与えており、また職員の待遇改善のマイナス要因となりモチベーション低下をも招いています。

農林年金の厚生年金統合への統合時期の遅れが移換金の増加を招き、現在の特例業務負担に結びついていることは明らかです。従って、統合時期を見誤った「経営責任」という観点からも特例年金制度を早期に清算する必要があると考え、以下の課題について申し入れるものです。

- 1、全ての農協・連合会で57歳以上の職員に対する説明会等の開催を徹底し、新規裁定者が確実に一時金払い制度を選択する体制を構築すること。
- 2、一時金払いに伴って発生する、再就職した際の戻入問題や課税問題など、一時金払い選択を阻害する諸問題

をクリアするため、農林年金当局と協力して機動的に機能発揮できる仕組みを早急に構築し実施すること。

- 3、特例年金の年金受取口座開設に対する奨励ポイントが一部の県信連でみられ、一時金払い促進を阻害する状況を招いている。従って、そのような要因をなくすため、一時金受取口座も奨励対象とするよう指導すること。
- 4、今回の社会保障と税の一体改革で実施される厚生年金の特例水準見直しによって、特例年金の従前保障差額が増大することが想定されている。従前額保障差額支払いの増加は、特例年金財政の不足額増加と、それに伴う特例業務負担の引き上げに直結するため、特例水準見直しと従前額保障を切り離す制度改正を行うよう、政府に働きかけること。
- 5、一時金払いの確実な選択を推進することと併せて、一定の目標年次を定め段階的かつ早期に特例年金を清算する仕組みを講ずること。そのために、系統組織内の合意形成に向けた論議を開始すると共に、制度内容の変更を政府や関係各部署に働きかけること。

#### IV. 広範な世論を結集したTPP反対の取り組みについて

TPPは前述の通り、農業・食料だけでなく全ての国民生活に重大な影響を与え、日本の社会システムを根底から覆す危険性を内包しています。私たち全国農団労は、TPPに反対すると共に、二カ国間協定であるFTA・EPAによる国際化を求めており、取り分けアジアの同胞と連携する東アジア共同体構想やASEANプラス3(6)の推進を求めるものです。

TPP参加に関する国論は二分されており、またその実態が除々に明らかになるにつれ反対意見が増加しています。しかし、ややもすると「農業 VS 工業」という図式で語られ、TPP反対があたかも農業救済であるかのような誤った世論も形成\*されています。このような状況を踏まえて以下の要請を行うものです。

- 1、日本の国民皆保険制度や医療制度など守るために、これまで以上に農業分野以外の団体と連携し、広く国民にTPPの危険性と矛盾点を訴えること。
- 2、連合に対して「TPP推進勢力」というステレオタイプの見方をするのではなく、その構成組織と連携し、食の安全問題などを前広に訴え考え方を共有できる取り組みを行うこと。
- 3、TPP如何にかかわらず、「強い農業」を創出するために、徒に規模拡大を目指すだけでなく、農村共同体の再構築をベースとした地域農業振興策を系統組織が一丸となって取り組みよう指導を強めること。

#### V. セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの一扫に向けた体制整備について

男女雇用機会均等法の改正施行によって、農協に於いても就業規則の改変が行われ、セクハラ等を防止する規定が定められています。しかしながら、農協職場でのセクハラ被害は決して少なくなく、また相談窓口も十分に機能しているとは言えません。更に、事業収益の悪化に伴い「目標必達」を名目にしたパワハラも増加しています。

農協は人と人との関係で成り立っており、最も人権が尊重されるべき職場の筈です。人間の尊厳を守る職場風土を創り出すために、以下の申し入れを行います。

- 1、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関して、系統組織全体を対象に実効性ある方策を早急に講ずること。
- 2、当面しては、「セクハラ・パワハラ防止に関する要求」に準拠した行動指針を、系統組織全ての職場で確立するよう指導すること。
- 3、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント問題に限定せず、人権問題や労働問題等に関して規範や倫理に基づく指針を策定し、各中央会は農協・連合会・関連会社に対してその徹底と実効性の確保を図ること。

#### VI. 自給率向上を目指したフードバンク活動との連携について

食料自給率の向上を多くの国民が望んでいることが各種世論調査でも明らかになっています。しかし、現在の日本では年間に900万トンもの食べられる食料が廃棄されています。その多くは食品の加工や流通の過程で、印字ミスや包装破損、規格外品の発生、賞味期限が近づいたなど品質に問題がないにも拘わらず市場流通できなく

なったものです。

そのような食品・食材を食品会社(製造・卸・小売り)から引き取り、福祉施設(児童・介護・障害者・母子・DVなど)に無償で提供するフードバンク活動が近年注目を集めています。また、このフードバンク活動には、食品会社だけでなく一部の農家も加わり無償で農産物を提供している例もあります。

食品・食材の廃棄は、製造・流通過程だけでなく農業の現場でも「産地廃棄」として存在し、食料不足時代の到来が必至と言われるなかで「もったいない」という声も高まっています。産地廃棄は野菜需給均衡総合推進対策事業の一環であり、生産者にとって値崩れを防ぐための行為であることは否めない事実ですが、その農産物を有効に活用することが自給率を高めることは勿論、農業や農協のCSR向上につながることを考えると考え、以下の点に関して要請する次第です。

- 1、余剰農作物が出た場合、フードバンクを介して福祉施設等に農作物を無償で提供することによって市場隔離する方策を研究すること。
- 2、出口対策の一環としても、国・地方公共団体と連携して上記の事業の実現を図ること。
- 3、系統組織内にフードバンク活動を周知し、それぞれの段階で実践に向けた研究を開始するよう指導すること。

## Ⅶ. 国際協同組合年を成功させるための労使の連携について

2012年の国際協同組合年(IYC)に向けて、様々な取り組みがすすめられています。その中で、全中はIYC全国実行委員会幹事会の幹事長を担うなど、JAグループが重要な役割を果たしていることは間違いありません。IYCに対しては、労働組合がつくる協同組合事業団体や新たな協同労働を目指す団体も注目しており、また協同組合に働く者で構成する労働組合も同様です。私たち全国農団労も、農業協同組合系統の労働組合(産業別組織)として、協同組合が新たな公共となり社会的経済の一翼を担う組織のなることを目指しています。

「協同組合のアイデンティティーに関するICA宣言」の第5原則には、職員が協同組合の発展に向けて一翼を担うことが謳われています。その観点で、私たちは他の協同組合の労働組合と共に、協同組合を担う職員・労働者という立場でIYCの成功に向けて連携を図りたいと考えており、そのために以下の要請を行う次第です。

- 1、国際協同組合年に向けて、各県・各地域で行われる取り組みに関して、全国農団労に結集する労働組合の参画・連携・対話を追求すること。
- 2、国際協同組合年に向けた取り組みに際して、全国農団労をはじめとする協同組合セクターに係わる労働組合、或いは団体の参画・連携を追求すること。
- 3、国際協同組合年を機に、改めて協同組合における職員(労働組合)の位置づけを系統組織内に確立すること。

以 上